



■ 令和 2 年度所得税確定申告のポイント ■

令和 2 年は新型コロナウイルス感染症に関する収入、支出や損失があった方も多いのではないかと思います。令和 2 年度所得税確定申告にあたり、これらの所得税の取扱いを確認する必要があります。

(1) 給付金等

新型コロナウイルス感染症関連の主な給付金等で課税されるものの所得区分は次の通りです。

所得区分	内容
事業所得等	持続化給付金（事業所得者向け）、家賃支援給付金、農林漁業者への経営継続補助金、文化芸術・スポーツ活動の継続支援、感染拡大防止協力金、雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金・支援金（事業者の収入減や経費補填を目的とするもの等）
一時所得	持続化給付金（給与所得者向け）、GoTo キャンペーン事業における給付金 ※所得金額の計算においては、他の一時所得の金額と合わせて 50 万円の特別控除 が適用されます
雑所得	持続化給付金（雑所得者向け）

なお、持続化給付金については令和 2 年中に給付又は給付決定があった場合には給付額が確定していることから、令和 2 年分の収入金額となります。一方、雇用調整助成金は休業手当等の経費補填を目的とすることから、令和 2 年中の休業等に基づくものであればその給付額が確定していない場合であっても、その金額を見積もって令和 2 年分の収入金額とすることになります。その他の給付金等についても、給付決定による確定計上又は経費補填目的による概算計上のいずれとなるのかの確認が必要です。

(2) 住宅ローン控除の入居期限要件の緩和

新型コロナウイルス感染症の影響により現行の入居期限までに入居できなかった場合を考慮し、入居期限要件が緩和されました。

措置	要件
控除期間 13 年間の特例措置	① 【新築⇒令和 2 年 9 月 30 日】、【中古住宅の取得、増改築等⇒令和 2 年 11 月 30 日】までに、住宅の取得等に係る契約を締結していること ② 令和 3 年 12 月 31 日までに住宅に入居していること ③ 入居時期に関する申告書兼証明書（控除期間 13 年間の特例措置用）を確定申告書に添付
中古住宅取得後に増改築等を行った場合	① 【中古住宅取得日から 5 ヶ月経過日】又は【令和 2 年 4 月 30 日から 2 ヶ月経過日】のいずれか遅い日までに、増改築等の契約を締結していること ② 増改築等の終了後 6 ヶ月以内に、中古住宅に入居していること ③ 令和 3 年 12 月 31 日までに中古住宅に入居していること ④ 入居時期に関する申告書兼証明書（既存住宅の取得後増改築等を行った場合用）を確定申告書に添付